

川崎市病院局工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する試行要綱

8川 病 経 第 7 6 3 号

令和8年9月11日 局長専決

川崎市病院局が競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第13条の規定に基づき、労務費ダンピング調査を行う場合の手続については、「川崎市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する試行要綱」の規定を準用する。この場合において、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」(平成11年8月1日制定)とあるのは「病院局建設工事低入札価格調査取扱要領」(平成21年3月10日制定)に、「市長」及び「川崎市長」とあるのは「川崎市病院事業管理者」に、「本市」及び「財政局」とあるのは「病院局」に、「工事担当部局」とあるのは「工事担当課」に読み替えるものとする。

附則

この要綱は令和8年10月1日から施行する。